

会津大学研究生規程

(平成18年4月1日規程第68号)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学則第40条及び会津大学大学院学則第40条に規定する研究生に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期等)

第2条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

2 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、研究生からの申し出に基づき、学部にあつては教授会の、大学院にあつては研究科委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で在学期間を延長することができる。

(入学の志願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、次に掲げる書類を指定の期日までに学長に提出するとともに、入学検定料を納入しなければならない。

- (1) 入学願書(様式第1号)
- (2) 研究計画書
- (3) 最終学歴校の成績証明書及び卒業(修了)証明書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(選考)

第4条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学の手続)

第5条 学長は、前条に定める選考に合格した者に対して通知を行い、研究に関する指導教員を決定するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書(様式第2号)に別に定める書類を添えて学長に提出するとともに、入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に対して、入学を許可するものとする。

(研究生証)

第6条 研究生には、研究生証(様式第3号)を交付する。

2 研究生は、研究生証を常に所持しなければならない。

(授業料等)

第7条 研究生の授業料に関しては、会津大学の授業料等に関する規程による。

2 前項に定めるもののほか、実験、実習又は実技に要する経費は、研究生の負担とする。

(研究の方法)

第8条 研究生は、指導教員の承認により、本学の施設及び設備を利用することができる。

2 指導教員は、研究生に対する指導上必要と認めるときは、他の教員との協議に基づき、他の学生の教育に支障を生じない範囲において、当該他の教員の担当する授業科目を研究生に受講させることができる。

(規程等の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究生については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するものを準用する。

(許可の取消し)

第10条 研究生が本学の学則及び諸規程に違反したとき又は研究生としての本分に反したときは、学長は、教授会の議を経て、第5条第3項の規定による許可を取消することができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様 式 略